実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道49号富田地区電線共同溝PFI事業

令和7年9月9日

国土交通省　東北地方整備局

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　実施方針に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	「②種類　イ　道路（車道）」の舗装工については、切削オーバーレイでしょうか。舗装における入札時の詳細は、入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	「②種類　イ　道路（歩道）」の舗装工については、歩道全面復旧でしょうか。舗装における入札時の詳細は入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
3	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	「②種類　ウ　道路付属物」には、情報ボックスの記載がありませんが、移設が必要となった場合には、本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において、既設の情報ボックスの支障移設は予定しておりません。移設が必要となった場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
4	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	「②種類　ウ　道路付属物」については、全面更改ではなく支障箇所のみとの理解でよろしいでしょうか。道路付属物における入札時の詳細は、入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
5	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	「②アb　詳細設計業務（電線共同溝修正設計など）」とありますが、電線共同溝修正設計以外に必要な詳細設計業務の内容については、入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。また入札時に含まれていない詳細設計業務については設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	「②エb　補修業務」については、発注者と協議のうえ、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	4	第1	1	(7)	事業期間	「本事業の実施に関する契約の締結日から令和31年3月末までの期間（約23年間）とする。」とありますが、事業者の帰責事由以外で長期間事業を進めることができない場合、事業の一時停止の手続きは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
8	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	「整備期間：7年間」とありますが、従来方式での整備期間は何年を想定されておられますか、ご教授ください。	今後の有識者等委員会等の審議を踏まえ決定します。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　実施方針に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
9	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	「事業者による工期短縮の提案を可能とする。」とありますが、月単位の短縮も想定しているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払い	「予算措置が行われることを条件として、下記①②の対価に関する支払時期の見直しを検討するものとする。」とありますが、予算執行のために発注者が必要とする検討期間についてご示しください。	詳細は入札公告時に示します。
11	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払い	「①整備事業に係る対価」および「②維持管理業務に係る対価」については、年度単位で国土交通省の単品スライド条項での設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
12	実施方針	5	第1	1	(12)	事業期間終了時の措置	「事業者は、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他関係資料を東北地方整備局に提供する」とありますが、その他関係資料とはどのような資料を意味するか入札公告時に示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
13	実施方針	10	第2	4	(2)	審査の内容	「⑥賃上げの実施」については、構成企業のうち1社でも賃上げを実施していれば、加点の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
14	実施方針	12	第2	6	(1)	応募者の構成	「応募企業の場合は、工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のないものに委託すること。」とありますが、応募グループの代表企業が工事監理業務、本施設の所有権移転業務および調整マネジメント業務を兼務して担うことについて問題はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	17	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	工事企業の参加資格要件について、工事企業をJV(経常・特定)とすることは可能でしょうか。また、JVを可として頂ける場合、2社のうちどちらかが参加資格要件を満たせば良いかご教授願います。	前段について応募者の参加資格要件は、実施方針に記載のとおりです。このため、JV(経常・特定)は応募者になりえません。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　実施方針に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
16	実施方針	19	第2	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	「工事監督を支援※1した実績の場合は、①及び③の要件を満たすものとする。また、自ら工事監督を行った※2実績の場合は、②及び③の要件を満たすものとする。」とあり、「※1　工事監督支援とは事業促進PPP、PM又はCM業務を指す。※2　自ら工事監督を行ったとは、建設業法第二十六条の四第一項に規定される主任技術者及び管理技術者を指す。」とありますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事で実施した工事監督の実績も認めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、「同種工事の工事監督を支援した実積」については国の実績に限ります。
17	実施方針	33	別紙3	―	番号6	金利変動リスク	「事業契約締結後、特定の時期に基準金利を入札時の物から改定し、確定することを予定している。」とありますが、具体的な時期については入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
18	実施方針	33	別紙3	―	番号9	税制変更リスク	「消費税又は地方消費税以外で」とありますが、どのような税制変更を想定した費用負担についての記載か、ご示しください。	法人税率の変更等、選定事業者の利益に課される税制度の変更による増加費用は、選定事業者の負担とします。
19	実施方針	33	別紙3	―	番号12	法令変更リスク	「上記以外の法令変更」とありますが、どのような法令変更を想定した費用負担についての記載か、ご示しください。	現時点で具体的な法令を想定しているものではありませんが、別紙3リスク分担表の番号11に該当する以外の一切の法令の変更又は新設による増加費用を想定しております。
20	実施方針	34	別紙3	―	番号16	要求水準変更リスク	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない（遡及されない）との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
21	実施方針	34	別紙3	―	番号20	住民運動に関するリスク	富田地区電線共同溝事業において、住民等への事前説明状況についてご教授願います。	関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。
22	実施方針	34	別紙3	―	番号20	住民運動に関するリスク	「国の提示条件に対する地域住民等の要望活動または訴訟等に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」とありますが、事業者が負担するケースはどのような場合と理解すればよろしいでしょうか。	要求水準書（案）第２５（3）事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得等において事業者が行うべき業務範囲内を想定しています。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　実施方針に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
23	実施方針	34	別紙3	－	番号20	住民運動に関するリスク	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応等のリスクのうち、事業者側が負担するのはどのような場合を想定しているのでしょうか。	実施方針の質問回答No.22を参照ください。
24	実施方針	35	別紙3	－	番号26	設計変更に関するリスク	入札時で示される数量と、詳細設計完了時での数量の差分について、国と協議し妥当と認められるものは、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
25	実施方針	35	別紙3	－	番号26	設計変更に関するリスク	国または事業者の帰責事由以外（占用企業者からの変更要望等）により設計変更が生じた場合、設計変更の協議を国と実施するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
26	実施方針	35	別紙3	－	番号33	引渡し遅延リスク	国または事業者の帰責事由以外による引渡しの遅延については、国と協議により引渡し時期の変更契約手続きが可能との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
27	実施方針	35	別紙3	－	番号33 34 35	リスク分担表	地下埋設物の管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責とならないため、間接工事費の増額は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	本事業を履行するために必要な一切の手段は事業者において自らの責任において定めて本事業を実施していただくものであり、ご質問の場合も原則として事業者の責任において対応していただくもので設計変更の対象とは考えておりませんが、当該移設作業の遅延が不可抗力によるものである場合については、協議に応じます。
28	実施方針	35	別紙3	－	番号33 34 35	リスク分担表	与条件について、ご教示願います。また、地下埋設物管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責とならないとの理解でよろしいでしょうか。	前段は既存の詳細設計成果を参考にご検討ください。 後段はNo.27を参照ください。
29	実施方針	35	別紙3	－	番号34	リスク分担表	「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期間となる場合において、不測に発生する間接工事費等の増加についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	与条件として明示していない地中障害物の処理期間が長期となる場合や、埋蔵文化財調査が必要となった場合時の工事一時中止により増加する費用については、東北地方整備局と協議の上、決定します。
30	実施方針	35	別紙3	－	番号36 37	リスク分担表	国及び事業者以外の事由により工事の全部又は一部の一時中止による増加費用は協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　実施方針に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
31	実施方針	35	別紙3	―	番号 39 40 41	リスク分担表	整備・引渡しの「第三者への損害リスク」について、国の帰責事由以外（事業者以外の第三者の帰責事由）により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
32	実施方針	36	別紙3	―	番号 42	部分使用による損害リスク	調査・設計業務における設計成果品について、部分的に設計成果品を引渡し、その区間から工事に着手することも可能か国の考えをご教授ください。	詳細は入札公告時に示します。
33	実施方針	35	別紙3	―	番号 44	リスク分担表	物価上昇リスクにおいて事業者負担に「△」が記載されておりますが、物価上昇は事業者ではコントロールできないと考えます。一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定すると記載されています。一定の条件についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
34	実施方針	36	別紙3	―	番号 44	物価上昇リスク	「特殊な要因又は予期することのできない特別な事業により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合について」とありますが、年度単位で国土交通省の単品スライド条項での設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
35	実施方針	36	別紙3	―	番号 55	物価上昇リスク	「一定の条件を満たす場合について」とあり、事業者負担に△とありますが、一定の条件は入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
36	実施方針	37	別紙3	―	番号 60	契約解除リスク	不可抗力起因に対して、事業者負担に〇とありますが、不可抗力に対しての事業者負担とはどのようなものを想定しているかご教授ください。	詳細は入札公告時に示します。
37	実施方針	37	別紙3	―	番号 60	契約解除リスク	法令変更起因に対して、事業者負担に〇とありますが、法令変更に対しての事業者負担とはどのようなものを想定しているかご教授ください。	詳細は入札公告時に示します。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　実施方針に係る意見回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	入札公告時に、各工種の詳細な施工方法、規格、数量等のご提示をお願いします。	詳細は入札公告時に提示します。
2	実施方針	17	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	工事期間が長期間に及ぶため、配置技術者の交代要件等をご示しください。	詳細は入札公告時に提示します。
3	実施方針	33	別紙3	―	番号6	金利変動リスク	金利変動リスクについては、維持管理期間の途中段階でも、基準金利の見直しを行うようご検討をお願いします。 案1）施設引渡日以降、5年毎に見直し 案2）基準金利が0.5%以上変動した段階で見直し	詳細は入札公告時に提示します。
4	実施方針	33	別紙3	―	番号6	金利変動リスク	0.8%以上のスプレッド設定をお願いします。我が国の国債金利（15年もの）は過去15年の推移で約1.9%～0%変動しております。一方、民間の金融機関から資金を調達する場合、長期でも10年毎に融資金利を見直すことが一般的であり、比較して高い金利設定となります。市場の実勢を踏まえ、金利変動リスクを吸収できるスプレッド設定をお願いします。	ご意見として承ります。
5	実施方針	33	別紙3	―	番号6	金利変動リスク	貴局が設定しているスプレッドと建中金利の利率について開示をお願いします。また、その設定根拠につちても開示をお願いします。 現在、金利上昇局面であるため事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが高くなります。 スプレッドと建中金利の利率は、貴局の考えを知る要素であり、民間企業の事業参画の判断要素になります。 これまでの電線共同溝PFI事業では、北海道開発局、北陸地方整備局、四国地方整備局、中部地方整備局でスプレッドが公表されておりますので、同様に開示をお願いします。	スプレッドについては、入札公告時に提示します。
6	実施方針	33	別紙3	―	9	リスク分担表	税制変更リスクは事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
7	実施方針	34	別紙3	―	13,14	リスク分担表	不可抗力リスクは事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　実施方針に係る意見回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
8	実施方針	34	別紙3	―	20	リスク分担表	住民運動に関するリスクについて、無電柱化事業そのものに対する住民反対運動等は事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
9	実施方針	34	別紙3	―	番号21	住民運動に関するリスク	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」について事業者負担に○とありますが、仕様通りに施工した場合であっても、事業者の帰責ではない不可抗力といえる住民反対運動が起こる可能性があるため、国にも○と記載し、当リスクに対しては協議対象として頂けるように修正をお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。
10	実施方針	35	別紙3	―	番号30	環境対策リスク	要求水準書(案)において、「家屋調査及び振動、騒音調査の費用は設計変更の対象とする」とあるため、国負担にも○と記載し、当リスクに対しては協議対象として頂けるように修正をお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
11	実施方針	35	別紙3	―	32	環境対策リスク	本事業の実施に関して、事業者の帰責事由以外により生じた近隣住民等との要望活動・訴訟に起因するリスクについては、国と協議したいため、国負担にも○と記載して頂けるように修正をお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
12	実施方針	35	別紙3	―	32	環境対策リスク	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更願います。	リスク分担表に記載のとおりとします。
13	実施方針	35	別紙3	―	41	第三者への損害リスク	「国の帰責事由以外で」を「事業者の帰責事由で」に変更願います。	リスク分担表に記載のとおりとします。
14	実施方針	36	別紙3	―	44	物価上昇リスク	「特殊な要因又は予期することのできない特別な事業により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合について」ではなく、「年度単位で国土交通省の単品スライド条項での設計変更の対象とするため協議することができる。」との記載内容に変更願います。	リスク分担表に記載のとおりとします。
15	実施方針	36	別紙3	―	44	物価上昇リスク	調査・設計も複数年に渡るため、物価上昇リスクにおけるスライド協議について、追記をお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　実施方針に係る意見回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
16	実施方針	36	別紙3	―	47	第三者への損害リスク	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更願います。	リスク分担表に記載のとおりとします。
17	実施方針	36	別紙3	―	55	物価上昇リスク	「一定の条件を満たす場合」とありますが、条件の記載をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
18	実施方針	37	別紙3	―	60	契約解除リスク	「不可抗力に起因する契約解除」につて、事業者負担に○となっておりますが、不可抗力に対する追加費用又は損害の負担は国側での負担と考えますので、事業者負担の修正をお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
19	実施方針	37	別紙3	―	60	契約解除リスク	「法令変更に起因する契約解除」につて、事業者負担に○となっておりますが、法令変更に対する追加費用又は損害の負担は国側での負担と考えますので事業者負担の修正をお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　要求水準書（案）に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書（案）	3	第1	6	(1)	事業の概要	表中に、「引込管路、連系管路、連系設備」とありますが、全て入札公告時の数量に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
2	要求水準書（案）	3	第1	6	(1)	事業の概要	表中に、「本復旧等」とありますが、入札公告時に詳細内容をご示し頂けると理解してよろしいでしょうか。 また、道路（舗装）の設計および工事費用については入札公告時の数量に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
3	要求水準書（案）	3	第1	6	(1)	事業の概要	表中に、「付帯施設（道路照明、排水構造物、縁石、防護柵、道路標識等）」とありますが、入札公告時に詳細内容をご示し頂けると理解してよろしいでしょうか。 また、付帯施設の設計および工事費用については入札公告時の数量に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
4	要求水準書（案）	3	第1	6	(1)	事業の概要	表中に、「道路照明」とありますが、道路の無照明期間を生じさせないためには、新照明新設後に旧照明撤去が必要です。施工時期が維持管理期間になると思われますが、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	道路照明施設の設計及び工事が必要となった場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
5	要求水準書（案）	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去・復旧・移設対象設備のうち、道路照明、排水構造物、縁石、防護柵、道路標識については、現況施設の再利用が可能な場合は再利用するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
6	要求水準書（案）	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去・復旧・移設対象設備に情報ボックスの記載がありませんが、移設工事が発生した場合には、本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において、既設の情報ボックスの支障移設は予定しておりません。移設が必要となった場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
7	要求水準書（案）	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「地下埋設物は、当該地下埋設物の各管理者が移設を行い」とありますが、事業者と各管理者との協議により、本体工事との共同施工により、繰り返し掘削や掘削土量の削減といった効果がある場合、事業者による共同施工も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書（案）	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「信号・感知器等」についての移設の必要性判断については、交通管理者と事業者による協議によって、決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　要求水準書（案）に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
9	要求水準書（案）	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「※2　設計は事業者が行い、移設工事は交通管理者及び東北地方整備局と協議調整のうえ決定する。」とありますが、東北地方整備局で実施するとなった場合には、本事業に含まれるため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書（案）	7	第1	14	－	事業期間修了時の水準	「事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で維持管理対象施設を保持していなければならない。」とありますが、設備の経年劣化は対象外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。
11	要求水準書（案）	9	第2	1	(2)	業務の条件	「調査・設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。」とありますが、定期的のスパンについて国の考えをご教授ください。	詳細は、入札公告時に示します。
12	要求水準書（案）	9	第2	1	(3)	配置技術者の確認	「管理技術者は、事業者が提出した第一次審査資料に記述した配置予定の技術者でなければならない。」とありますが、死亡・傷病・退職・出産・育児・介護等のやむを得ない理由による場合は、資格要件を満たす同等以上の技術者に変更することは可能でしょうか。	土木工事共通特記仕様書によります。
13	要求水準書（案）	10	第2	1	(6)	再委託	「主たる部分の再委託は認めない。」とありますが、事前・調査設計の家屋調査、試掘調査（工事）、非開削調査、測量業務、BIM/CIM業務等について、設計企業から工事企業や専門スキルを持った企業へ再委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、実施の場合は（6）再委託により申請をお願いします。
14	要求水準書（案）	10	第2	1	(8)	設計図書等の提出	調査・設計業務について、部分的に設計業務を完了させ、部分完了区間の工事業務に着手しつつ、並行して設計業務を実施するということも可能との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
15	要求水準書（案）	13	第2	2	－	BIM/CIM活用業務について	BIM/CIM活用にあたり、3次元測量が必要となる場合は、協議のうえ、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書（案）	15	第2	3	(1)	調査項目	事前調査項目に測量業務が含まれておりませんが、測量成果は貸与頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	測量データは、事業契約締結後に貸与します。測量データの不足部分については、東北地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
17	要求水準書（案）	15	第2	3	(1)	調査項目	「調査内容が確定した場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする。」とありますが、①試掘調査、②埋設物調査については、入札時の数量には含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　要求水準書（案）に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
18	要求水準書（案）	15	第2	3	(1)	調査項目	試掘調査のうち、試掘工事部分を工事企業へ再委託して実施する場合、試掘工事に配置する技術者については、工事業務外であるため、主任技術者または監理技術者の資格要件は適用外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書（案）	15	第2	4	(1)	設計項目	当事業では「修正設計を行うものとする。」とありますが、詳細設計一式の項目が記載されております。修正内容の詳細については、入札公告時にご示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
20	要求水準書（案）	16	第2	5	(4)	支障物件等調査及び移転協議	既設埋設物に対して支障移転が必要となった場合、移転依頼文書の発出等の移転請求手続きは、国にて実施頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書（案）	17	第2	5	(7)	道路標識、照明灯、信号等の計画調整	「必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。」とありますが、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書（案）	19	第3	1	(3)	週休2日の実施	「東北地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間等は含まない。」とありますが、当該期間の内容については入札公告時にご示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）の第３１（4）に記載のとおりです
23	要求水準書（案）	20	第3	1	(5)	施工時期、時間、施工方法の制限事項	「それ以外の工種」の作業時間帯が昼間施工となっておりますが、交通管理者等との協議により夜間施工へ変更になる場合、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書（案）	21	第3	1	(8)	交通安全に関する事項	「交通誘導警備員を配置するものとする。」とありますが、入札時の数量については入札公告時にご示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
25	要求水準書（案）	28	第3	2	－	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	事業者は、工事において支障となる既設支障設備の移設・解体・撤去及び復旧を行うものとする。とありますが、要求水準書P3では、各管理者が移設を行うとあります。支障移設については各管理者が実施することを基本とするが、事業者が実施する場合には設計変更の対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　要求水準書（案）に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
26	要求水準書（案）	31	第3	3	(14)	性能を規定する対象範囲	「事業者の舗装構造提案による設計変更を行うものではない。」とありますが、入札時の舗装工の内容から変更が生じた場合は設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。
27	要求水準書（案）	35	第3	3	(23)	引込管路・連系管路等の施工	「事業者は連系設備の施工を行うものとする。」とありますが、本施設の所有権移転時に各占用企業へ国から引渡しをするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書（案）	35	第3	3	(23)	引込管路・連系管路等の施工	「事業者は、引込管路及び連系管路、連系設備の施工を行うものとする。」とありますが、それぞれ入札時の数量に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
29	要求水準書（案）	35	第3	3	(24)	舗装の設計	「舗装の設計」は工事業務に位置づけられておりますが、成果品として要求される舗装関連の竣工図書の詳細をご示し願います。	「舗装の設計」に関する成果品は、舗装構造提案書とします。
30	要求水準書（案）	35	第3	3	(24)	舗装の設計	「舗装の設計」は工事業務の中に記載がありますが、調査・設計業務には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書（案）	49	第5	1	(1)	基本事項	「工事業務、設計業務で作成CIMモデルを活用し、効率的な維持管理業務を実施すること。」とありますが、BIM/CIM活用については国と協議の上、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書（案）	52	第5	2	(2)	要求水準	「徒歩による目視点検を年1回は行うこと。特殊部については、5年に1回内部を点検すること。」とありますが、入札時の数量に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
33	要求水準書（案）	53	第5	4	－	台帳作成・管理業務	「修正に伴う費用については、東北地方整備局と協議して決定する。」とありますが、新規台帳作成費用については、入札時の数量に含まれれているとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
34	要求水準書（案）	53	第5	4	－	台帳作成・管理業務	「修正に伴う費用については、東北地方整備局と協議して決定する。」とありますが、新規台帳作成について、BIM/CIMモデルを活用するために必要な費用については、国と協議の上、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　要求水準書（案）に係る質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
35	要求水準書(案)	53	第5	4	(1)	一般事項	「適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。」とありますが、入札時の数量に適宜更新分が考慮されているとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
36	要求水準書(案)	54	第5	4	(3)	特記事項	「特殊部管理台帳」とありますが、分岐桝も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
37	要求水準書(案)	54	第5	4	(3)	特記事項	「鍵管理表」とありますが、特殊部の鍵を維持管理期間中、事業者が管理し、その管理表との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　要求水準書（案）に係る意見回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書（案）	4	第1	7	(1)	試掘調査	試掘調査が「調査・設計業務」に含まれておりますが、仮に調査・設計業務で工事企業が試掘を実施する場合、交通管理・安全施設等費用が別途必要となるため、工事業務の費用とは別で調査・設計業務で試掘費用を計上するようお願いします。	ご意見として承ります。
2	要求水準書（案）	11	第2	1	(8)	詳細設計業務の完了時	詳細設計完了時に、「なお、工事費もうち電線共同溝費及び舗装復旧費に関しては工事費合意書に基づき事業費を確定する。」とありますが、詳細設計の内容を踏まえ、全事業費を確定していただくよう要望します。	ご意見として承ります。
3	要求水準書（案）	13	第2	2	(1)	BIM/CIM活用業務	BIM/CIM活用業務を実施するためには、現況測量を地上レーザー測量、点群測量で実施する必要がありますが、当測量が未実施である場合は、本事業において設計変更での対応をお願いします。	測量データは、事業契約締結後に貸与します。 測量データの不足部分については、東北地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
4	要求水準書（案）	16	第2	5	(4)	支障物件等調査及び移転協議	「事業者は、詳細設計業務にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。」とありますが、支障物件の抽出と移転計画立案は調査設計業務の内容であり、占用業者等への協議が調整マネジメント業務の内容と思います。支障物件の抽出と移転計画立案については、4　詳細設計業務へ移動して頂くようにお願いします。	ご意見として承ります。
5	要求水準書（案）	16	第2	5	(5)	占用業者等との電線共同溝の協議	「事業者は、占用業者等と協議したうえで設計図書等を作成するものとする。」とありますが、調整マネジメント業務の内容としては協議の部分と思いますので、「設計図書等の作成のための協議を行うものとする。」というような文面への変更をお願いします。	ご意見として承ります。
6	要求水準書（案）	18	第3	1	―	工事業務	第3　工事業務に配置技術者の項目がありませんが、技術者の専任についての条件があると思いますので、追記をお願いします。	詳細は入札公告時に提示します。
7	要求水準書（案）	20	第3	1	(5)	施工時期、時間、施工方法の制限事項	路上工事抑制カレンダーでは、毎年3月は1カ月間路上工事中止となっておりますが、当事業も該当の場合、制限事項として追記をお願いします。	当事業も該当しますので、要求水準書(案)を修正します。
8	要求水準書（案）	23	第3	1	(12)	コリンズへの工事概要の入力	PFI事業において、工事業務についてのコリンズへの登録の記載がありますが、工事監理業務のテクリスへの登録についての記載がないため、追記のご検討をお願いします。	ご意見として承ります。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　要求水準書（案）に係る意見回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
9	要求水準書（案）	35	第3	3	(23)	引込管路・連系管路等の施工	「事業者は、引込管路及び連系管路、連系設備の施工を行うものとする。」とありますが、それぞれ入札時の数量に含まれていない場合、設計変更の対象と追記をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
10	要求水準書（案）	50	第5	1	(3)	提出書類	「②業務報告書において、事業開始後速やかに電線共同溝管理台帳の作成、情報BOX台帳の修正」とありますが、維持管理業務に着手してから作成するものについて、業務開始後速やかに提出することができないため、記載内容の修正をお願いします。	ご意見として承ります。 詳細は入札公告時に提示します。
11	要求水準書（案）	54	第5	4	(3)	特記事項	「台帳を更新すること。」とありますが、更新の頻度については、国と協議のうえ決定していくようにお願いします。	ご意見として承ります。
12	要求水準書（案）	56	別紙1	―	―	事業者	事業者＝代表企業という記載内容になっておりますが、要求水準書（案）全般として、事業者は代表企業を含む構成企業を意味しております。記載内容の修正をお願いします。	要求水準書（案）を修正します。

国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業の実施に関する方針等の訂正表（令和7年9月9日）

令和7年8月6日に公表した「国道49号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業　実施方針及び要求水準書（案）」に関し、以下の通り訂正する。

<table>
<tr><th>No.</th><th>資料名</th><th>頁</th><th>大項目</th><th>中項目</th><th>小項目</th><th>項目名</th><th>訂正前</th><th>訂正後</th></tr>
<tr><td>1</td><td>要求水準書
（案）</td><td>6</td><td>1</td><td>11.</td><td>(10)</td><td>適用基準</td><td>（１０）　東北地方無電柱化協議会「電線共同溝整備マニュアル（案）」（令和２年３月）</td><td>（１）　東北地方無電柱化協議会「電線共同溝整備マニュアル」（令和７年３月）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>要求水準書
（案）</td><td>20</td><td>3</td><td>1.</td><td>(5)</td><td>施工時期、時間・施工方法の制限事項</td><td>本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。
なお、事業者は、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は速やかに東北地方整備局と協議しなければならない。
<table>
<tr><th rowspan="2">工種又は種別・細別</th><th colspan="2">時間帯</th><th rowspan="2">期間</th></tr>
<tr><th>作業開始</th><th>作業終了</th></tr>
<tr><td>舗装工
切削オーバーレイ工
区画線工
区画線工</td><td>21時00分</td><td>６時00分</td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外の工種</td><td>８時00分</td><td>17時00分</td><td></td></tr>
</table></td><td>本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。
なお、事業者は、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は速やかに東北地方整備局と協議しなければならない。
<table>
<tr><th rowspan="2">工種又は種別・細別</th><th colspan="2">時間帯</th><th rowspan="2">期間</th></tr>
<tr><th>作業開始</th><th>作業終了</th></tr>
<tr><td>開削土工
残土処理工</td><td>８時00分</td><td>17時00分</td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外の工種</td><td>21時00分</td><td>6時00分</td><td></td></tr>
</table>
※ 本事業は郡山国道事務所で定める路上工事抑制カレンダーにより、路上工事を抑制する工事の対象とする。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>要求水準書
（案）</td><td>22</td><td>3</td><td>1.</td><td>(9)</td><td>再資源化等をする施設の名称及び所在地</td><td>②再資源化等をする施設の名称及び所在地
<table>
<tr><th>特定建設資材
廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>アスファルト殻</td><td rowspan="2">（有）根本産業</td><td rowspan="2">郡山市日和田町大窪50−８</td></tr>
<tr><td>コンクリート殻(無筋)</td></tr>
<tr><td>アスファルト切削屑</td><td>信夫工業(株)日和田ｱｽﾌｧﾙﾄ混合所</td><td>郡山市日和田町高倉神送坂７</td></tr>
</table>
③受入時間
（有）根本産業　：　８時00分～ 17時00分
信夫工業(株)日和田ｱｽﾌｧﾙﾄ混合所　：　21時00分～ ５時00分</td><td>②再資源化等をする施設の名称及び所在地
<table>
<tr><th>特定建設資材
廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>アスファルト殻</td><td rowspan="2">前田道路(株)郡山合材工場</td><td rowspan="2">郡山市日和田町高倉字藤坦１−２７７</td></tr>
<tr><td>コンクリート殻(無筋)</td></tr>
<tr><td>アスファルト切削屑</td><td>信夫工業(株)日和田ｱｽﾌｧﾙﾄ混合所</td><td>郡山市日和田町高倉神送坂７</td></tr>
</table>
③受入時間
前田道路(株)郡山合材工場　：　21時00分～ ５時00分
信夫工業(株)日和田ｱｽﾌｧﾙﾄ混合所　：　21時00分～ ５時00分</td></tr>
<tr><td>4</td><td>要求水準書
（案）</td><td>56</td><td>別紙1</td><td>－</td><td>－</td><td>用語の定義
「事業者」</td><td>
<table>
<tr><th>用語</th><th>定義</th></tr>
<tr><td>事業者</td><td>基本協定書に基づいて構成員が本事業の実施のみを目的として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立した新会社/落札者の代表企業（※SPCを設立しない場合）をいう。</td></tr>
</table></td><td>
<table>
<tr><th>用語</th><th>定義</th></tr>
<tr><td>事業者</td><td>特定事業を実施する民間事業者をいう。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>